

2024年10月28日開催 税制セミナー

「納税者権利憲章制定の意義を改めて考える」

香川大学教授・税理士 青木丈氏

現実味帯びる納税者権利憲章の制定

納税者権利憲章制定への分岐点

昨日の衆議院選挙は、与党の過半数割れというドラスティックな結果でした。すぐに政権交代とはならないとしても、自公連立政権だけでは動かせなくなりましたので、何らかの形が変わりますね。

日本で戦後初の本格的な政権交代は、2009年でした。当時私は、ティグレさんで幾度か講演もされている三木義一先生と共に納税者権利憲章をつくるための仕事をしていました。あれから15年経ち、今回はどうなるのかということが起きています。これは本日のテーマに大きく関わる分岐点にいると言えるでしょう。場合によっては政権交代がなくても納税者権利憲章を制定できるかもしれません、ということも含めて本日お話ししたいと思います。

改めまして、私は【講演資料P2】のプロフィールにもありますように2009年の11月から2013年1月まで、民主党政権時に内閣府・総務省で官僚として仕事をしていました。その時の初代財務大臣は藤井裕久さん、財務副大臣が野田佳彦さんと峰崎直樹さんで、峰崎副大臣のほうに納税環境整備を担当されていました。そして行政刷新担当大臣が仙谷由人さんで、弁護士や税理士や公認会計士など色々な業界から若手人材を一人ずつ行政刷新会議事務局のスタッフ

として呼んでいました。私はそれに日税連から推薦された上で、仙谷大臣の特命部屋に入って法改正の仕事をするようになった次第です。

また、仙谷大臣は国税通則法の改正も視野に入れており、そのための政府税制調査会専門家委員会納税環境整備小委員会の座長をされていたのが三木先生です。そこで私は、行政刷新会議事務局と同じ内閣府にある税制調査会事務局にも併任となり、官僚として峰崎副大臣や三木先生のサポートをさせていただくことになりました。ですから、納税者権利憲章の話は自分で言うのも何ですが、当時の経緯について税理士の中では私が一番詳しいと思います。

閣議決定されている平成23年度法案

納税者権利憲章の制定を目指すのであれば、15年前からの民主党政権時に何があったかというのは、おさらいしておく必要があります。

平成23年度税制改正法案においては、国税通則法に挿入する新たな第4条で国税庁長官が「納税者権利憲章」を作成して公表するとされていました。しかし、この改正条文案は、当時の野党であった自民党および公明党（以下「野党」という）の強い反発などにより、国会審議の過程で削除さ

れてしまいました。

とはいえ、国会に法案を提出するために閣議決定されていますので、内閣法制局の審査を通っているのです。一回審査を通ったということは、今度同じことをやろうとすると、その前例が必ず出てきます。かつてどういう状況でどんな法案だったのかは必ずチェックします。ですから一度やっている以上、まったくそれを無視してまたゼロから始めるとはならないのです。

きれいには切れない義務と権利

ここで、まずは納税者権利憲章とは何かという話です。OECDの報告書では「納税者憲章（Taxpayers' Charter）」と称されていて、必ずしも「権利」というのは付いていません。そして「納税者の税務に関する権利・義務をわかり易い言葉で要約し、かつ、説明して、こうした情報を多くの納税者に周知させ理解させようとする試み」と定義付けられています。

あえて理解しておかなければいけないのは、納税者の「権利」が前面に出がちですが、憲法上はまず義務ですよね。「納税の義務」（憲法30条）は、憲法上の規定としてはほとんど意味がないといえるのですが、そうはいつても、「教育を受けさせる義務」（憲法26条2項）と「勤労の義務」（憲法27条1項）と併せて3つの義務規定が明確に置かれています。それに、納税というのはやはり納めなければなりませんから義務ですね。義務と権利の関係はかなり難しい問題で、きれいに切れるものでもありませんし、必ずしも表裏一体の関係というものでもありません。

ただ、納税者権利憲章を真剣に考えるのであれば、義務と権利の関係がどうなっているかという検討が必要ですし、15年前

にこの辺りがどうなっていたのか、しっかり確認するべきでしょう。

現実的にバーターもあり得る

【講演資料P5】はOECDの主要加盟国の納税者憲章の制定状況です。ドイツと日本だけ「なし」です。ただしドイツでは租税基本法の中で納税者の権利及び義務について詳しく定められており、それで必要にして十分であって、納税者の権利は保障されているのでその他の文書は不要という考え方となっています。

一方で日本はどうかというと、日本の税法の中に「納税者の権利」に係る規定は一切ありませんので、実質的には納税者権利憲章を制定していないのは日本だけとなります。

この状況はもう15年前からそうでしたが、民主党政権が平成23年度税制改正でやろうと国会に法案を提出したものの、野党に反対されて実現できませんでした。

国会がねじれ状況だった当時、どこまで妥協すれば税制改正法案のパッケージを野党が通してくれるのかとなった際に、納税者権利憲章とこれとこれを外せと言うので妥協せざるを得なかった訳ですが、そのバーターで残りの実効性のある改正（処分についての理由付記や更正の請求期間延長、一連の税務調査手続など）は、ほぼ全部通せたんですね。

自民党という政党は、それほど納税者権利憲章に拒否感があるのですから、自民党政権では実際問題として無理なのです。しかし今回の選挙で状況は変わり、衆議院で過半数を失った状況です。

だから私としては、例え自民党政権が続くとしても、今度は逆に彼らの法案を通す代わりのツールとして、自民党に対してバ

ーターで納税者権利憲章を通せということも現実的にあり得ることだと考えている訳です。

アメリカの「納税者としてのあなたの権利」

【講演資料P4】は、平成22年4月13日に税制調査会が提出した補足資料「主要国の納税者権利憲章」からです。これは日本語訳のついた充実した資料で、検索すれば内閣府のホームページにありますのでダウンロードされるといいと思います。

その中の一例として、アメリカの「納税者としてのあなたの権利」をご紹介します。納税者権利憲章ができたなら、どんな記載がされるのかイメージできるかと思います。

タイトルを見ていくとまず、あなたの権利の保護。「税務調査の時に納税者の権利を説明して保護します」とあり、フランスなどでは税務調査を始める前に、あなたの権利は保障されていると納税者権利憲章を手交した上で調査を開始すると決まっているそうです。アメリカの詳細はわかりませんが、大体そういうイメージですね。

それからプライバシー。これは日本も税務署職員には重い守秘義務がしっかり課されています。税務調査は情報を全部見せないといけないので、ある意味丸裸ですよ。そのため税務調査に協力してもらうためにも、納税者のプライバシー権は保障しますという説明を徹底するということですね。

そして、専門的で丁寧な対応、代理とあって、五番目に適正な納税額のみを納付とあります。これは租税法律主義でいうところの合法性の原則です。課税要件が法律で定められている以上、法律通りの税額を徴

収するという原則で、逆に言えばそれを超えた税額は納付する必要がないという納税者の権利ですね。次の未解決な税務問題の支援というのも日本にも似たようにありますので、こういう文面は利用できます。

次の不服申立てと司法審査はとても大切で、これがあるからこそ租税法律主義が貫徹されます。毎年6月に国税庁と国税不服審判所は、裁判や審査請求で国がどれだけ負けたかのデータを出しています。それによると5%から10%くらいは納税者が勝っています。それが高いかどうかの問題はありますが、国が裁判や審査請求に全勝したという年は一度もありません。つまり、国税庁は毎年必ず違法な処分をしているということです。だから納税者が違法な処分と思えば不服申立てをして裁判に持ち込めるというルートがあるということは、納税者の権利として非常に重要です。

八番目は罰金及び利子税の免除。日本では不正な行為があれば所得税法や法人税法等の罰則はありますが、罰則よりも制裁としてよくあるのは加算税と利子税です。それは基本的に甘んじて受けなければなりません。税務署の指導に誤りがあったなどの正当な理由があると、加算税でも利子税でも免除されるんですね。ペナルティが免除となるという規定がある以上、それを受ける権利が納税者にはあります。こういうこともしっかり権利憲章での説明が必要でしょう。

このような形にアメリカはなっています。一つの納税者権利憲章のイメージとして紹介しました。

平成23年12月改正の経緯

次に平成23年12月改正の経緯について【講演資料P6】に沿ってお話します。ま

ず、12月改正となっている時点で疑問を持っていたきたいです。税制改正は必ず毎年行われ、税制改正法が公布されるのは年度末3月31日です。そして翌日4月1日から施行されます。平成23年改正とわず、12月改正とわざわざ付いているのは、平成23年3月には改正されなかったのです。この年は、つなぎの3月と6月改正と12月改正と3回にわたって税制改正法が公布された特殊な年でした。

少し時系列で振り返ってみましょう。総選挙により政権交代となり鳩山内閣が発足したのが平成21年（2009年）9月でした。そのわずか3か月後の12月に「平成22年度税制改正大綱～納税者主権の確立に向けて～」を閣議決定したんですね。

かつての自民党政権での税制改正大綱というのは、閣議決定していませんでした。与党が決めて公表していただけだったのです。それが、民主党政権では政府が税制改正大綱を閣議決定した訳です。しかもサブタイトルは「納税者主権の確立に向けて」です。いきなり納税者主権ですからね。この中で、納税者権利憲章（仮称）の制定というのが書いてありました。

それが【講演資料P7】です。ですます調で書かれていますね。最終的には納税者権利憲章は諦めざるを得ませんでした、先ほど申し上げたように実を取る形で具体的な改革を実現しました。

政権交代をしてたった3か月後にこんなに格調高い税制改正大綱が出たのです。そしてこれから具体的に検討していきますということで、三木先生が政府税調の納税環境整備小委員会の座長になって議論が始まる訳です。この小委員会は、平成22年3月～6月にかけて、計10回議論が行われました。私は10回すべて、事務局の席に座っ

て議論を見ていました。

その結果、平成22年10月に政府税制調査会専門家委員会が「納税環境整備に関する論点整理」を公表。場所は官邸でした。ただ、納税環境整備小委員会というのは必ずしも納税者の権利を認めるメンバーばかりではなく、半分くらいは逆の立場の人でした。そこで三木先生を中心に考えた末、集約は不可能なので両論併記にしよう、こういう様々な意見がありますというのを全部書こうということにしました。政治主導で後は政治家が決めるということです。

この論点整理を受けて平成22年11月に政府税制調査会の「納税環境整備PT報告書」が公表。民主党は、このPT構成員全員が政治家で、論点整理の中から意見がピックアップされました。このPT報告書は完全に納税者目線で書かれていて、安心しました。

そしてこのPT報告書をもとに、平成22年12月に「平成23年度税制改正大綱」が閣議決定されました。その内容【講演資料P8】を見ると、納税者権利憲章をつくるだけではなく、国税通則法について第一条目的規定を改正するとともに、同法の法律名も改正後の内容に見合ったものに変更するとあって、国税通則法自体が変貌を遂げる予定だったのです。

罰則の強化だけを認めた野党

この税制改正大綱に基づく法律案は、平成23年1月に「所得税法等の一部を改正する法律案」として国会に提出されました。その中の17条が国税通則法の一部改正であり、様々な問題を乗り越えて何とかここまでこぎつけられたのです。法案が国会に提出された時は前述の小委員会のメンバーの皆さん、三木座長と特別委員をされてい

た志賀櫻先生を中心に胸をなでおろしたものです。税制改正法に限らず、政府提出法案というのは普通は国会審議を難なく通るものですから、もうこれでいけると思ったんですね。

ですが、世の中そんなに甘くありません。まず、法案提出から2か月後の3月11日に、東日本大震災が発生してしまいました。あれだけの事態で、全てが震災対応に追われて、政府の通常の機能は全部止まりましたね。

とはいえ、年度末までに成立しないと市民生活や国の運営に大きく影響してしまう日切れ法案がありますから、税制改正法は一部どうしても通さなければなりません。租税特別措置法に規定されているもの、例えば中小企業の軽減税率とかは全部期限が定められていますから、延長をする必要があります。ですので、最低限の日切れのものを3月31日に通したのです。

その後6月に所得税法等の一部を改正する法律案中修正として、野党との間で調整できたものだけ通しました。民主党が納税者の権利を保障しようとする中、この時に野党と合意することができたのは、納税環境整備関連では罰則を強化するものだけだったのです。

そして10月に、先に申し上げたように与野党協議で納税者権利憲章と国税通則法の目的と題名変更が外されて、その代わり12月に抜本的な改正を実現できました。これにより税務調査の手続が規定され、全ての処分に理由付記するようになり、1年しかなかった更正の請求期間を5年間に延長できたのです。

ちなみにこの時、三木先生も私も納税者権利憲章を作れず、国税通則法の第一条変更も叶わなかったと少々落胆していたので

すが、その様子を見た志賀先生は「改正は取ったじゃないか。こんな実のある改正は絶対にできない。更正の請求が5年で全ての処分に理由付記、税務調査手続も規定できて満額回答じゃないか。だから120点だ」、「そもそも制度改革に100点満点なんてありえない妥協の産物だ。妥協の中でこれだけできたのだから良かった」とおっしゃってくださいました。

以上が、民主党政権時の納税者権利憲章を制定に向けた流れです。この経緯を本当に覚えておいていただきたいと思います。

今こそ生きてくる附則106条

実は、この経緯を受けて平成23年12月改正法には附則106条という検討条項が追加されています【講演資料P9】。内容は「政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする」というものです。

文中に「納税者の利益」とありますが、本当は「納税者の権利利益の保護」だったと、その時は内閣官房参与だった峰崎先生が教えてくださいました。しかし、ここでも野党から権利を外せと言われてこういう中途半端な言い方になってしまったそうです。そして、その後引き続き検討してくれているかということ、自民党政権がするはずないですね。

ただ、今回の選挙でこの附則を思い出してもらえようことができるかもしれません。今こそ、この106条が生きてきますから思い出しておきましょう。ここでの主語は、政府です。政府が検討するというのを国会で法律にしているのです。政府が提出する法案で検討するためには国会でも検討するの

は当然ですから、この106条を想起して、色々なところに訴えかけてください。

そして再び検討して、いよいよ納税者権利憲章をやるかとなった時には、当時閣議決定された法案の中身も想起しなければなりません。必ずそれが基になりますので、見ていきましょう。

再びやるときに第4条は無視できない

【講演資料P10】が国会審議による修正で削除された諸規定で、第4条です。普通は法律の中に条文を挿入するときは枝番にします。ただ、これは結構気合を入れて、こちらを4条、今までの4条を3条の2にしたのです。

まず、名称は「納税者憲章」ではなく想定通りに「納税者権利憲章」と付けられました。そして大事なこととして、納税者権利憲章は法律文書ではなく、行政文書として国税庁長官がつくるものになっています。法律で根拠規定をしますが法律そのものではないという形に日本は落ち着いた訳ですね。

この中身については、正直言って評判が悪かったです。色々な民間団体などから、こんなのではだめだと。推進力になるようなものを期待していたのに、これは全然違うと反対されたんですね。TKCまで反対して、会報誌に自民党所属議員の反対発言を載せていました【講演資料P11】。

でも、ここまでつくることが大変なのです。いきなり100点満点の法案作成なんてあり得ません。しかもこの時、国会はねじれている状況です。今度、ねじれ国会になるかはわかりませんが、権利憲章をやる時は完璧なものでなくとも、とりあえず産み出すことが本当に大事で、それを良くしていけばいいのです。法制度というのは、つ

くれば毎年税制改正のチャンスが来ます。ゼロからは何も生まれません。

これは、そういう種だったんです。よく読めば基本的なところできちんとしています。また、最後の包括条項は「前各号に掲げるもののほか」としていますから、足りないものがあれば権利憲章が出た時に検討して入れられるようになっていたのです。

租税法の世界の神様、私にとっても神様である法学者の金子宏先生は、法案が国会に提出できた時に本当に喜んでくれました。その後に金子先生が、諸外国の情勢から「わが国でもそう遠くない将来に（納税者権利憲章の）採用の動きが本格化するのではないと思われる」と述べられているように、基本的に納税者権利憲章は必要と考えられていた方です。

しかし、結局これはできませんでした。当時納税者権利憲章をつくると言っておきながら、この策定規定を見て反対した人達は本当に後悔していると思います。結果的に何も無くなってしまったのです。繰り返しますが再びやる時は、閣議決定して一度審査を通過しているこの第4条を無視することはできません。そして法内閣制局は、これと違うものが出てきた時に必ず「前回閣議決定で通ったものと違うものにする理由、立法事実は何なのか」と言って詰めてきます。そこを説明できなければなりません。その意味で、まずはこの第4条の内容をしっかりと吟味することが重要です。

重要なのは申告する権利

納税者権利憲章はなぜ必要でしょうか。私はやはり、申告納税制度というのが重要だと思います。

民主主義ですから、選挙で代表者を選び、代表者を通じて税制を決める。その自

分達がつくった税制により税金は自分達で納める、というのが申告納税制度ですね。民主主義的租税観といわれています。民主主義という考え方に基づいて申告納税制度が採られているので、税金は自分で納めることが納税者の権利です。あえて言えば、申告することが権利なのです。

【講演資料P14】に申告納税制度の流れを出していますが、当然、当初申告する権利はあるし、それだけでなく期限後申告する権利も修正申告する権利も納税者側にあるのです。更正の請求も然りです。自民党は常々、納税者の権利というのを認めませんが、申告納税制度を理解していないと疑わざるを得ません。憲法に納税者の権利が書いてないという話ではないのです。

そもそも、申告納税制度は納税者の主体性がないとできませんね。そういうことを理解していただきたくてこの図を書きました。

それから【講演資料P15】申告納税方式（国税通則法16条1項1号）というのは、申告が原則で、調査と異なる場合に限って処分するとなっています。すると処分するために調査をし、調査結果の説明があって修正申告を勧奨されるという形になりますが、修正申告をする権利があるのですから、その調査結果の説明はきちんとしてくださいとなってきますね。それが課税庁の説明責任となる訳です。

このことは事務運営指針である「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について」を見ても、課税庁自ら説明責任を強化すると言っているんです。申告納税制度のために説明責任を強化するのですから、結局のところ納税者の権利を認めていますよね。このところはきちんとして書かれていますので、しっかり確認していただきたい

と思います。

ツールとしての納税者権利憲章

また、国税庁は税務行政の将来像としてDX化推進のビジョンを出しています【講演資料P16・17】。ここにある納税者の利便性の向上であるとか、納税者目線の徹底ということをやっていくためには国民が政府を信頼していなければなりません。納税者のデータに課税庁がアクセスしたくても、そんなことは信頼がないと無理です。先程の税務調査の話と同じで、納税者の理解と協力がなければこういうDX化は成功しないのです。

DX化は必要だと思いますし、マイナンバー制度をきちんと公平に使えばやれることと思いますが、国民・納税者は政府を信頼できないから見られることに抵抗しますよね。【講演資料P18】でOECDの「税務行政3.0」を引用して世界標準的なことを出していますが、これも理解と協力が前提と書かれています。

この「理解と協力」を得たいなら、納税者と政府の信頼関係を構築するためのツールとして納税者権利憲章というのはとても有効なはずですが、世界中がこれでやってるのに、なんで日本はできないのか。信頼がないのは、世界の標準装備である納税者権利憲章がないのが理由ではないですか？こういった文脈で訴えていくことができるのではないかと私は思います。

今回の選挙結果による政局はわかりませんが、政策ごとにアドホックにやっていきましょうとなれば、納税者権利憲章を入れるならバーターでそちらを通しましょうというやり方があるでしょう。理由としては、将来のDX化などにも繋がるし、公正なインボイス制度の構築にも有効だからと

言えるでしょう。おそらく税に関しては、どんなことだって納税者権利憲章が関係しますと言えます。絶対に悪いことではないので、バーターでならできるかもしれないと現実的に考えていただければと思います。

「納税そのものが権利」という考え方

最後に、税は義務か権利かということで【講演資料P19】。多分イメージとしては、納税の義務というのは実体としての課税要件の問題ですよね。実際、所得があれば所得税の納税義務がありますといった話です。それに対して手続というのは、更正の請求ができますということで権利がある。ですので、どちらかということ義務は実体、権利は手続といった整理で理解されがちでしょう。

ですが、もっと大きな話を諸富徹先生が展開されています。「そもそも納税は権利です」と言っている先生です。その本が『税という社会の仕組み』（ちくまプリマ―新書・2024）という新書本で、とても面白いです。世界中の歴史を振り返って「世界は革命を経験しているから納税そのものが勝ち取った権利という意識がある、日本は革命を経験していない。そのため納税は自分達主権者の権利だといった意識が日本人は抜けているのではないか」といったことが書かれています。一応、そのような「納税そのものが権利」という考え方もありますのでご紹介しておきます。

資料の最後には今日の話をもとめていますので、またご覧になっていただければと思います。本日はご清聴ありがとうございました。

【 質疑応答 】

Q. 国税ではなく受験で通った一般の税理士の先生方には、今日のお話のような認識はどの程度あるのでしょうか。それから権利と義務のところは今、どういう風な教育が主に行われているのでしょうか。

A. はい、税理士はOBの税理士と受験組がありますが、OBの先生は元々、税務署の人ですから納税者というのは不正をして税金をごまかそうとしているんじゃないかと見ている向きがあるかと思います。

それで税務署をやめてスタンスを180度変えて税理士の見方ができるのか、やって

いる人もいますけど、元々国税の人はどちらかと言えば、正義感から公平に課税するためには不正を働く者を懲らしめないといけない、どうせ悪いことをしているだろうというのには少し行き過ぎと感じています。そういう発想がありがちです。

片や試験組は元々最初から税理士ですし、納税者から報酬をもらって仕事をしている訳ですから、もっぱら納税者の味方であるはず。そういう意味では、試験組の税理士のほうが納税者の権利への理解はあって然るべきだと思うのですが、さりとて権利や義務になるとやはり憲法の話にな

ってきます。法的な素養が結構必要なんです。

ただ、税理士って法学部出身がすごく少ないのです。三木先生の話では5%ほどしかいないのではという感じです。だからやはり税理士でも納税の義務があるのはわかっていても、納税者の権利というのがどこまで理解されているかは少々微妙ですね。税理士になる登録時研修の憲法の授業などでしっかり教育していけばいいかもしれませんが、今のところ今日の話みたいなことまでは、しっかり理解していただけてはいないだろうと思います。

.....

Q. 三木先生が選んだ委員会のメンバーリストに財務省が反対してきたということですが、財務省はそういう人材のプールに対してどうチェックされているのでしょうか。また、先程の国税庁が出している税務行政の将来像みたいなのをやっているのも財務省に近い人達とかなのでしょうか。

A. それはやはり、御用学者的な人が使いやすいですし、納税者権利憲章ってかなりドラスティックで結構尖っている訳です。あまりイデオロギー的な側面のある人達で固めてしまっては困るのでしょう。私は納税者権利憲章をイデオロギーと思っていませんので無色透明なつもりですが、いま財務省から見たらそういう色が付いているかもしれません。そういう話ですね。

国税庁が出している将来像については、国税庁がつくっていますが、運用をデジタルでやっていくので協力してくださいというものです。有識者を入れてやる場合なら財務省です。国税庁は法律をつくる場所ではなく、執行・運用ですから、そういう国税庁がこういうのを考えて出すのは珍し

いです。財務省が考えたのならわかりますが、国税庁がやっているものなので、ここでやっているのは法改正をしようとしていることではありません。

だからこそ、デジタル化を進めたくて協力を求めるのなら納税者権利憲章があればうまくできるのではありませんかと言えるのではないのでしょうかということを申し上げておきます。

.....

Q. 納税者権利憲章、国税通則法改正に自民党の方が反対する根拠というのがよく分からないんです。権利というのが嫌いなだけなのかと思ってしまいますが、その辺の議論の中で感じておられることはあるでしょうか。それから、先程の納税者権利憲章の策定に係る規定の第4条のところで、推進派からも反対されたとありましたが、具体的に何が嫌で何を反対されたのでしょうか。

A. まず、自民党は「権利」そのものが嫌いなようです。自民党が出している改憲草案からしても義務の強化に重きが置かれています。当時言われたのは「何で義務がないのか、権利ばかりじゃないか」という感じですが、それは国民主権なんだから当たり前ですよ。そもそも、日本国憲法は国民主権なので、主権者である国民に対する義務なんて元々いらぬのに、後から入ってしまったのです。日本国憲法の最初の草案には納税の義務も勤労の義務もなかったのに、当時の大蔵省がそれではまずいとロビー活動して入れさせたんですよ。その程度のものなのに、今の自民党の人達は国民に義務を課すべきだと言うんですね。

今でも自民党のホームページに改憲草案がありますので、ぜひ読んでください。あ

れは民主党政権で自民党が野党の時につくったので少し過激なのかもしれませんが、そういう人達なので権利憲章という言葉自体に反発したのだと思います。

それから国税庁も権利憲章なんて絶対いらないと思っています。うるさい納税者が増えるだけですからね。本日お話した当時の経緯の最中に暗躍したのは国税庁の組合の幾つかで、彼らが野党に対してロビー活動をしたと聞いています。

それから、私は必ずしも悪いと思ってないんですが、国税庁って正義感なんですよ。悪い納税者に対してしっかり課税しないと不公平じゃないか、正直者が馬鹿を見ることになってしまうから、納税者をきちんと取り締まらなさいといけないという考え方。ここまではいいのですが、やり過ぎなのは、納税者はみんな税金を払いたくないので放っておいたら悪いことをすると思ってるんですね。なので、国税庁に納税者権利憲章の必要性をいくら言っても分かってもらえないと思います。だから丁寧に、権利だけじゃなくもちろん義務のことも訴える。義務を履行するための手段として申告納税制度が取られていて、それをきちんとワークさせるためにも納税者権利憲章は有効ではないかと訴えていければ良いのではないのでしょうか。

それから、先ほど評判が悪かったと申し上げた策定規定のところで反対した人は、イメージしていた憲章と違うということですよ。権利のカタログ規定みたいのものを期待していたのに義務のカタログになってしまっているのではないかとということで、こんなのだったら要らないと言われました。しかし、理想通りになど到底無理です。

でもよく見ていただければ、理想に近づけることもできるものだったんですよ。権利憲章そのものは法律にはないので、これ

からつくるのですから。だけど、つくるための根拠規定がせっかく入りかけていたのに、丸ごと捨ててしまったということです。

.....

Q. 多分、納税者権利憲章って権利の両輪として成熟した市民社会というものが必要かと思うのですが、そこに信用を置いていないのが国税庁側で、一方で成熟した市民社会の実現に資するものであるというスタンスで納税者権利憲章をとというのが、つくりたい側の理屈だと思うのですが、そこが噛み合っていないのが問題ではないかところまでお聞きして思いました。

その点で、すでに納税者権利憲章が制定されている諸外国において、権利憲章ができたことで社会がより成熟したのか、あるいは以前から社会が成熟していたから権利憲章を制定できたのかという、外国の事例というのは実際どうだったのかお分かりになるでしょうか。

A. 外国がどういうきっかけで入れたかというのは、私はよく知らないのですが、最後の諸富先生のお話のように、そもそも納税への意識がどうかという点があります。アメリカがイギリスから独立するきっかけになったのはボストンティーパーティーなわけで、「代表なくして課税なし」というスローガンにしても納税ということに対するプレゼンスが立憲政治の中ですごく大きいものなんですね。

ところが日本は、諸富先生のように考えるとそういう自ら勝ち取るような経験がないものだから、税の感覚が薄くて単なる国税庁の仕事のように位置づけられている。そんな日本って、そもそも世界の中では少数派であって、ある意味で変わってるんで

す。歴史的に他国とは少し違うところが全部、納税者権利憲章ができないことにもしかしたら現れているのかもしれませんが。

あと思うのは、国税庁の理解を得る必要性がどこまであるのかですね。平成23年の改正で考えれば、更正の請求が5年になるとか、理由付記を全部することに国税庁は陰で強靱に反対していて、そんなことできないと言ってたんですから。しかし蓋を開けたらできています。

志賀先生が「情報公開法に対応できたんだぞ、あれができれば何でもできる。理由付記も決まったら淡々と書くのが役人の仕事」とよく言ってました。情報公開法は、あらゆる行政文書は国民の財産なので、国

民が開示請求すれば何でも見せなければなりません。不開示情報として限定列挙されている理由に当たらなければ全部開示する必要がある、極端に言えばメールすらも行政文書ですから。そんなのできる訳ないと当時の役人は言っていたそうですが、始まったら役人は淡々とやるんです。

国税庁は納税者権利憲章が嫌だから抵抗するかもしれませんが、そうなったら抵抗はさせておくしかないでしょう。決まったら淡々とやるということで。やはり国民全体の意識が変わらないと国税庁のスタンスも変わらないです。そういったところは割り切って、現実を見てやるしかないのではないのでしょうか。